

改正

平成28年11月18日告示第32号

軽井沢町自然保護対策優良事業認定部会設置要綱

(設置)

第1条 軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度に係る認定事業の選考（以下「認定事業の選考」という。）について、専門的見地から適切かつ公正なものとするため、軽井沢町自然保護審議会条例（昭和48年輕井沢町条例第24号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、軽井沢町自然保護審議会（以下「審議会」という。）に軽井沢町自然保護対策優良事業認定部会（以下「部会」という。）を置く。

(任務等)

第2条 部会は、認定事業の選考について、審議会の会長（以下「会長」という。）の求めに応じて、専門的見地から審査し、その結果を会長に報告する。

(報告の尊重等)

第3条 会長は、認定事業の選考について町長から諮問されたときは、部会に当該選考に係る審査をさせるものとする。

2 会長は、前項の審査に係る報告を受けたときは、当該報告に係る認定事業の選考に関する審議会の調査審議にあたり、その報告が尊重されるよう努めるものとする。

(組織)

第4条 部会は、次の各号に掲げる者（以下次条において「部会の委員」という。）10人以内で組織する。

(1) 会長が指名した審議会の委員

(2) 認定事業の選考に関する調査をするため、条例第7条第2項の規定により町長が任命又は委嘱した専門委員

(任期)

第5条 部会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務の所管)

第6条 部会の事務は、環境課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、町長が、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月18日告示第32号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。